

「金蘭千里五則」について

金蘭千里中学校・高等学校

※2024年度から以下に示す「金蘭千里五則」に基づいて本校は生活指導を行います。2023年度までの生活指導の方針とは一部異なるところもありますので、生徒のみなさん、保護者のみなさまにおかれましては熟読ください。

〇、基本となる考え方

- 〇金蘭千里は「個性・多様性を尊重しつつ集団性・社会性を養うため」に生活指導を行います。
 - 〇基本方針は「正しい容儀で、明るく挨拶」となります。「正しい容儀」とは「身辺を整える」ということ（後述の一、二）と「明るく挨拶」とは「他人と適切にかかわること（後述の三、四、五）を指します。
 - 〇指導のレベル（＝誰による事実確認の上での指導となるか）については4段階のレベルを設定します。
 - レベル4：学校による事実確認の上で指導・処分
 - レベル3：生活指導部による事実確認の上で指導・処分
 - レベル2：担任・学年団による事実確認の上で指導
 - レベル1：教員によるその場での指導
- （レベル0：指導しない（これまでのルールでは指導していたが指導しないもの、など）

一、制服・制定品の正しい着用・使用

→金蘭千里学園の生徒としての誇りをもって充実した学生生活を送ることができるようにするため、また、服装に無用に気をとられることなく勉学に励むことができるようにするため指導をします。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

- 〇制定品以外の使用はしてはいけません。
- 〇制服の改造はしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

- 〇制服の着崩し（シャツ出し、スカート折り）はしてはいけません。

レベル0（以下の項目については指導の対象ではなくなりました）

- 〇旧制定品でないマフラーの使用。【制定品のマフラーは2024年度から廃止です】

二、人工的加工・装飾をしない

→金蘭千里学園の生徒としての誇りをもって充実した学生生活を送ることができるようにするため、また、髪型や装飾品等に無用に気をとられることなく勉学に励むことができるようにするため指導をします。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

- 〇頭髪の人工的加工（染髪・脱色・縮毛矯正以外のパーマ）はしてはいけません。
- 〇ピアス・ネイル・程度の著しい化粧はしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

- 〇軽微なメイクもしてはいけません。

レベル0（以下の項目については指導の対象ではなくなりました）

- 〇髪の長さ（止め方、くくり方）。【髪の長さ・くくり方のルールは2024年度から廃止です】
- 〇日焼け止め・リップなどセルフケア目的のものを塗ること。（但し、化粧の要素があるものはしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）or レベル2（担任・学年団による事実確認の上で指導）として扱います。）

三、クラス全員が勉強に集中できる環境にする

→学習に必要なものの持参は控えていただくよう指導します。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

- 〇ゲーム類全般、おもちゃ雑貨、漫画類、コスメ・アクセサリ類の授業中の使用はしてはいけません。
- 〇授業中の飲食はしてはいけません。但し、お茶、水による水分補給は可とします。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

- 〇所定の場所・時間以外の飲食はしてはいけません【2023年度からの自販機利用ルール（昼休みは自教室か食堂で、放課後は教員管理下教室か食堂で飲食可）に準じます】
- 〇ゲーム類全般、おもちゃ雑貨、漫画類、コスメ・アクセサリ類の授業中以外での校内使用・持ち込みもしてはいけません。

- 〇携帯、iPadの目的外使用（学校における勉強目的以外のYoutubeやゲーム、チャット・SNSでの使用）はしてはいけません。

レベル0（以下の項目については指導の対象ではなくなりました）

- 〇お菓子を含む飲食物全般について、校内で所持し、昼休みは自教室か食堂で、放課後は管理下教室か食堂で食べることは可とします【お菓子を含む飲食物持ち込み禁止ルールは2024年度から廃止です】（但し、マナーの悪い行為はしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）として扱います。）

四、校内のルール・マナー・モラルを守る

→他人を傷つけたり他人に迷惑をかけたりしないよう指導します。

レベル4（以下の項目が守れない場合は学校による事実確認の上で指導・処分となります）

（状況に応じてレベル3・2・1に切り替えとなります）

- 〇生徒・教員に対する暴力・暴言など（SNSなどネット空間を含む）は絶対にしてはいけません。
- 〇いじめに関することも絶対にしてはいけません。
- 〇カンニング・改変などの成績に関係する不正行為は絶対にしてはいけません。

レベル3（以下の項目が守れない場合は生活指導部による事実確認の上で指導・処分となります）

- 〇物損（程度が著しい、もしくは繰り返す）、無断借用、侵入、金銭のやり取り、飲食や遊興費用をおごる、おごらせる（程度が著しい、もしくは繰り返す）、危険物持ち込みはしてはいけません。
- 〇無断撮影やその写真のSNS上での拡散など、プライバシーの侵害や個人情報の漏洩はしてはいけません。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

- 〇飲食や遊興費用をおごる、おごらせることや、物損は（程度が著しくなかったとしても）してはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

- 〇スマホを教室で所持してはいけません。必ず担任に預けてください。
- 〇その他授業中・休み時間・放課後の軽微な問題行動もしてはいけません。

レベル0（以下の項目については指導の対象ではなくなりました）

- 〇校内でのイヤホン使用は可とします。【2024年度からイヤホン禁止ルールは廃止です】（但し、歩きながらなどの使用は事故怪我破損に繋がるのでしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）として扱います）

五、社会でのルール・マナー・モラルを守る

→社会の一員としてのルール・常識を守っていただくよう指導します。

レベル4（以下の項目が守れない場合は学校による事実確認の上で指導・処分となります）

- 〇触法行為（犯罪として立件されうる案件、例えば飲酒、喫煙、窃盗、傷害、不正アクセス）は絶対にしては

いけません。

レベル3（以下の項目が守れない場合は生活指導部による事実確認の上で指導・処分となります）

- 〇上記以外の外部の方に迷惑をかける行為（いたずら）もしてはいけません。

レベル2（以下の項目が守れない場合は担任・学年団による事実確認の上で指導となります）

- 〇バス電車内や通学途中での迷惑行為（騒ぐ）をしてはいけません。

レベル1（以下の項目が守れない場合は教員によるその場での指導となります）

- 〇バス電車内や通学道中での迷惑行為（飲食・スマホ通話など）もしてはいけません。

レベル0（以下の項目については指導の対象ではなくなりました）

- 〇バス電車内のイヤホン使用。【2024年度からイヤホン禁止ルールは廃止です】（但し、歩きながらなどの使用は事故怪我破損に繋がるのでしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）として扱います）
- 〇スマホ・iPadの登下校時での操作（連絡 or 学習用途）と通話。【2024年度から登下校時のスマホ・iPad操作禁止ルールは廃止です】（但し、マナー違反はしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）として扱います）
- 〇お菓子を含む飲食物全般について、登下校時に購入し飲食店など適切な場所での飲食。（但し、マナー違反はしてはならず、レベル1（教員によるその場での指導）として扱います）【2024年度から登下校時の立ち寄り禁止ルール廃止】
- 〇登下校時に（各種法令・店の決まりを守った上で）ショッピングセンターや遊興施設へ出入りすること。【2024年度から登下校時の立ち寄り禁止ルール廃止です】（但し、生活習慣が乱れるなど度を超えてはならず、度を越えた場合にはレベル1（教員によるその場での指導）or レベル2（担任・学年団による事実確認の上で指導）として扱います。また、寄り道を推奨するわけではありません。）